

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は 名 称	富士フイルムメディカル株式会社
事業所の 所 在 地	青森県青森市本町1丁目2-20 青森柳町ビル1階
事業所の 名 称	富士フイルムメディカル株式会社 青森サービスセンター
修理区分	動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分
許 可 の 有効期間	令和8年1月19日から 令和13年1月18日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和7年11月7日

農林水産大臣 鈴木 憲和